

広島県営さん橋待合所広告物掲出規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十二号

広島県営さん橋待合所広告物掲出規則の一部を改正する規則

広島県営さん橋待合所広告物掲出規則（昭和四十三年広島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表中「七六〇円」を「七八〇円」に、「四九〇円」を「五〇〇円」に、「六九〇円」を「七〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。